

# 青森県報

第二千五百九十号

平成十八年  
二月十三日  
(月曜日)

## 目次

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	(県民生活)	一
建設業者の許可の取消し	(八戸県土)	一
右 同	(むつ県土)	二
出先機関	(整備事務所)	二
道路の位置の指定	(十和田県土)	二
選挙管理委員会	(整備事務所)	二
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	二
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	三
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	三
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	(同)	四
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	四

## 公告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証

の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成十八年二月二日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人青森県健康・体力づくり協会

- 三 代表者の氏名  
近藤 文俊

- 四 主たる事務所の所在地  
青森市大字駒込字見吉一四九の一

- 五 定款に記載された目的

この法人は、青森県及び一般市民に対し、健康運動や体力づくりの研究と普及を通じて、体力向上と健康増進に寄与し、いきいきとした明るい社会づくりに貢献することを目的とする。

### 建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社袖村建設
- 二 代表者の氏名 袖村 陽
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡田子町大字田子字上野ノ下タ一〇〇の七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第五六六〇号
- 五 取消年月日 平成十八年二月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、大工、管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年一月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社浜中土木
- 二 代表者の氏名 浜中 修宏
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市川内町家ノ上八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第六八三九号
- 五 取消年月日 平成十八年一月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十八年一月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年二月十三日

十和田県土整備事務所長 小田部 幸 夫

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
十和田市東二番町三六の二三	七八・一九メートル	六・〇〇メートル	平成 一六・一・三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年二月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の 名 称	代 表 者 氏 名	会 計 責 任 者 氏 名	主たる事務所の所在地	届 月 日 出
関和典後援会	前山秋雄	松山 健	中津軽郡西目屋村大字田代字 稲元一の一四	平成 一六・一・三
村を良くする会	三浦敬二	三浦健一	中津軽郡西目屋村大字田代字 稲元一の一四	一六・一・三
下田はじめ市長 を誕生させる会	野崎 嵩	田澤賢一	弘前市大字城東中央四丁目一 の一〇	一六・一・三
米澤初雄後援会	成田 昇	三上喜知	中津軽郡西目屋村大字田代字 神田二九九の一	一六・一・七
丸井裕後援会	太田 卓	三村敏美	十和田市西十一番町四の一四	一六・一・三
三村正太郎後援 会	北向敬夫	三村トワ	上北郡百石町字下前田一〇五 の三	一六・一・三

青森県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十八年二月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届月日出
自由民主党青森県土地改良事業団体支部	代表者 盛貢	丸井 彪		平成 一六・一・二六

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届月日出
松林義光後援会	代表者 種市 輝夫	赤沼 健吾		平成 一六・一・二〇
川浪茂浩後援会	代表者 小野 孝幸	成田 清逸		一六・一・二七
堀孝悦後援会	代表者 野中 真弓	笹木 信一		一六・一・二七
小比類巻雅明後援会	代表者 小比類巻 武年	月舘 文吉		一六・一・二三
村を良くする会	主たる事務所在地 中津軽郡西目屋村大字田代字神田二五の一	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一の四		一六・一・二三

青森県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年二月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
工藤祐直後援会	会計責任者 米内 逸郎	工藤 兵治
平川豊後援会	代表者 相馬 浩明	平田 富五郎
下田あつこ後援会	代表者 大野 洋子	相馬 多左工門
三正会	代表者 川村 博	三村正太郎後援会
十和田政経会	代表者 丸井 彪	

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
長坂良治後援会	平成一七・三・三三	平成一六・一・二〇
憲法をくらしのなかにみんながつくる民主県政の会	一七・三・二五	一六・一・二三
相馬正治後援会	一七・三・二五	一六・一・二三
関和典後援会	一六・一・二三	一六・一・二三
富士秀雄後援会	一七・三・二〇	一六・一・二六

津島雄二大畑後援会

一七・二・三〇

一六・一・二七

古坂英後援会

一七・三・二六

一六・一・一六

十和田政経会

一八・一・三〇

一六・一・三〇

丸井たけし後援会

一八・一・三〇

一六・一・三〇

青森県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年二月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
三村 正太郎 (百石町長)	三正会	資金管理 団体の名 称	三正会	三村正太郎後 援会	平成 一六・一・三〇

青森県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年二月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

届出者の氏名	資金管理団体の 名称	代表者 氏名	主たる事務所 所在地	届出 年月日
川村 博	十和田政経会	丸井 彪	十和田市西十一番町四 の一四	平成 一六・一・三〇

備考 資金管理団体の届出をした者の死亡に伴つ届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は丸井彪、公職の種類は青森県議会議員である。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭